

現状 外国人エンジニアの在留資格審査期間が、中小企業やスタートアップほど予見困難・長期化しがち
→ 企業側・外国人側双方に支障となっている（標準処理期間は1～3か月）

提案 在留資格審査は本人確認項目と採用企業確認項目に大別されるが、企業に係る確認を自治体があらかじめ行うことで、審査期間を短縮・明確化する。

《自治体が企業確認を行った場合の役割分担》

（１）自治体＝企業確認（主に経営の安定性の確認）

- | |
|--|
| ④ どのカテゴリーに該当するかを証明する文書 |
| ⑨ 登記事項証明書 |
| ⑩ 事業内容を明らかにする資料
（沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された書類） |
| ⑪ 直近年度の決算文書の写し（新規事業の場合は事業計画書） |
| ⑫ 給与支払事務所等の開設届出書の写し等 |

■ ⑩⑪を中心に、中小企業診断士による質の高い確認を実施

■ ⑩の記載不足が審査長期化の一因
（様式不問）

⇒自治体への提出様式を定め必要な情報の記載を促し、確認期間短縮とクオリティ向上を図る。

（２）地方入管＝専ら個人審査

- | |
|--|
| ① 在留資格認定証明書交付申請書 |
| ⑤ （あれば）専門士等の称号を証明する文書 |
| ⑦ 申請人の活動内容を明らかにする資料
（労働条件を明示する文書など） |
| ⑧ 申請人の学歴・職歴等を証明する文書 |

■ 主に⑦で以下４点を確認

- ・ 本邦の公私の機関との契約に基づく活動であること
- ・ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事すること
- ・ 日本人が従事する場合における報酬と同等額以上の報酬を受け取ること
- ・ 従事する業務に必要な技術・知識に関する科目を専攻又は実務経験を有すること

審査に係る地方入管の負担を軽減 ➡ 審査期間の短縮・明確化へ！

論点：審査期間をどこまで短縮できるかについて

➡ 自治体が企業確認を担うことによる短縮効果を明らかにした上で、標準処理期間（１～３月）も踏まえ、処理期間を設定いただきたい。

- (1) 提案内容が地方入管の負担軽減に資することは、お認めいただいている。
- (2) 特例の対象は必要最小限まで絞り込んでおり、特例の申請が殺到する可能性は低い。
 - 人物 ⇒ 外国人IT人材（標準職業分類に基づき絞り込んでいる）
 - 企業 ⇒ ○商業・法人登記をしていること ○上場していないこと
○福岡市内に本社を有すること ○デジタル技術の開発・運用等を行う企業であること
○外国人IT人材を雇用できる財政的基礎を有すること
- (3) 提案内容検討の参考にした「東京都アジアヘッドクォーター特区における特例措置」は、「10日程度を目途に処理」と明記されている。
(主な企業要件：外国資本が1/3以上の株を保有、資本金5千万円以上かつ従業員2名以上)

（関連事項）企業の安定経営に対する市のクレジットについて

対象企業の安定経営の継続性に係る市のクレジットが求められているが、過度なクレジットを設定することは他の特例とのバランスを失っているのではないか。

- ① これまでの協議で、福岡市は以下のクレジットを説明・提案してきた。
 - ・福岡県中小企業診断士協会所属の診断士により財務書類等の確認してもらうこと
 - ・診断士の確認結果も踏まえ、福岡市として認定書を交付すること
 - ・カテゴリー３・４の企業には、福岡市が実施している経営・金融相談や商工金融資金制度の案内などを行う「中小企業サポートセンター」の活用を促すこと
- ② 更なるクレジットの検討を求められたため、カテゴリー３・４の企業には、スタートアップ等を対象とした自治体の補助メニューを情報提供することで検討を進めている。
- ③ しかし、入国要件を緩和するスタートアップビザでも過度なクレジットを求められない中で、本提案に過度なクレジットが必要なのかという点は、議論の余地があると考えている。

企業のカテゴリー分類と要提出資料（法務省 HP より抜粋）

（参考）

（１）企業のカテゴリー分類

カテゴリー 1	カテゴリー 2	カテゴリー 3	カテゴリー 4
(1)日本の証券取引所に <u>上場している企業</u> (2)保険業を営む相互会社 (3)日本又は外国の国・地方公共団体 (4)独立行政法人 (5)特殊法人・認可法人 (6)日本の国・地方公共団体の公益法人 (7)法人税法別表第1に掲げる公共法人 (8)高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (9)一定の条件を満たす企業等	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、 <u>給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</u>	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	左記の <u>いずれにも該当しない団体・個人</u>

（２）カテゴリーごとの要提出書類

カテゴリー 1	カテゴリー 2	カテゴリー 3	カテゴリー 4
1 在留資格認定証明書交付申請書 2 写真 3 返信用封筒 4 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 カテゴリー1：四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） など カテゴリー2：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 カテゴリー3：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 5 専門学校を卒業し、専門士又は高度専門士の称号を付与された者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 6 派遣契約に基づいて就労する場合（申請人が被派遣者の場合） 申請人の派遣先での活動内容を明らかにする資料（労働条件通知書（雇用契約書）等）			
		7 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 (1)労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される <u>労働条件を明示する文書</u> (2)日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し (3)外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 8 申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書 (1)申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書	

	(2)学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書 ア 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。 なお、DOEACC 制度の資格保有者の場合は、DOEACC 資格の認定証（レベル「A」、 「B」又は「C」に限る。） イ 在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等専門 学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目 を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。） ウ IT技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」 に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書 ※【共通】5の資料を提出している場合は不要 エ 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合 （大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。）は、 関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書 9 登記事項証明書 10 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 (1)勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が 詳細に記載された案内書 (2)その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書
11 直近の年度の決算文 書の写し	11 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は 事業計画書 12 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調 書合計表を提出できない理由を明らかにする次の いずれかの資料 (1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉 徴収を要しないことを明らかにする資料 (2)上記(1)を除く機関の場合 ア 給与支払事務所等の開設届出書の写し イ 次のいずれかの資料 (ア) 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得 税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写 し） (イ) 納期の特例を受けている場合は、その承認を 受けていることを明らかにする資料